

新型コロナウイルス感染症（クリチバ市による制限措置の継続：レベル3（赤））

2021年3月26日

3月26日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報について、最高警戒度のレベル3（赤）を4月5日まで延長する旨、発表しました。

●3月26日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報について、最高警戒度のレベル3（赤）を継続し、不要不急の活動等を制限する政令を発表しました。（4月5日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの。

- ・エンターテインメント・文化関連施設（劇場、映画館、ライブハウス、博物館など。）
- ・レセプション等のイベントを実施するための施設。
- ・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・美容室など。
- ・屋外市場（フェイラ）など。
- ・人の密集を伴う集会や親睦会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
- ・広場やその他公有地、私有地に位置する運動用スペースの利用（コンドミニオ内も含む）。
- ・公共、共有スペースにおけるアルコール飲料の消費。
- ・不要不急の夜間外出（20時から翌5時）。

2 制限付きで営業や実施が可能なもの。

- ・必要不可欠とされていない一般商業活動：10時から22時、月から金まで、デリバリー、ドライブスルー形式のみ可。
- ・ショッピングセンター内店舗の営業：9時から19時、月から土まで、デリバリー形式のみ可。
- ・レストラン、軽食堂：10時から22時、デリバリー、ドライブスルー、テイクアウトのみ可。
- ・パン屋など：6時から20時、月から土のみ。日曜日は7時から18時まで。店内での飲食は不可。
- ・スーパーマーケット、その他食料品店など：7時から20時、月から土まで。日曜日はデリバリーのみ。なお、入店できるのは1世帯1名まで。
- ・公園については、屋外でマスク着用、対人距離を十分に確保した上での個人単位での運動のみ可。

3 私立学校における対面授業を停止する。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブページ

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-prorroga-bandeira-vermelha-ate-5-de-abril/58419>

（問い合わせ先）
在クリチバ日本国総領事館

—電話 : 41-3322-4919

—e-mail : setorconsular@c1.mofa.go.jp